

○大府市産業文化まつり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市産業文化まつり（以下「産業文化まつり」という。）の円滑な実施を図るため、予算の範囲内において交付する大府市産業文化まつり交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者は、大府商工会議所及びあいち知多農業協同組合とする。

(交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる経費は、産業文化まつりの開催に係る経費とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において市長が別に定める額とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。